

添付書類（輸出水産業の振興に関する法律）

（登録の申請）

第三条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 事業場の名称及び所在地（漁船の場合にあつては、当該漁船の名称及び主たる根拠地）
 - 三 製造しようとする輸出水産物の名称
 - 四 農林水産省令で定める製造施設の構造及び能力
 - 五 農林水産省令で定める技術者の数及び担当業務
 - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

参考（輸出水産業の振興に関する法律施行規則）

（登録申請書の様式及び提出部数等）

第四条 法第三条の二第一項の申請書の様式は、別記第一号様式とし、その提出部数は、一通とする。

（製造施設）

第五条 法第三条の二第一項第四号の農林水産省令で定める製造施設は、別表第一の上欄に掲げる輸出水産物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（技術者）

第六条 法第三条の二第一項第五号の農林水産省令で定める技術者は、輸出水産物の品質管理を担当する主任技術者とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第三条の二第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条に規定する主任技術者の氏名
- 二 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじき、まだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る登録の申請である場合には、輸出水産業者としての登録の申請であるか、製造受託者としての登録の申請であるかの別
- 三 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじきに係る輸出水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまぐろ類（かつおを含む。以下同じ。）若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであ

るか、他人に委託しないで当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであるかの別及び他人に委託して当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所

- 四 当該申請がまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る輸出水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるか、他人に委託しないで当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるかの別及び他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所

(登録申請書の添附書類)

第八条 法第三条の二第二項の農林水産省令で定める書類は、左に掲げる書類とする。

- 一 製造施設の配置状況を示す図面
 - 二 当該事業場の施設で別表第一に掲げる製造施設以外のものの概要を記載した書面
 - 三 前条第一号の主任技術者の住所及び経歴を記載した書面
 - 四 当該事業場における従業員の職種別入数を記載した書面
- 2 前項第三号の書面は、その末尾余白に最近六箇月以内に撮影した当該主任技術者の正面、上半身、無帽の名刺型の写真をはりつけたものでなければならない。